

厚生労働省発薬生 0621 第 88 号
令和 3 年 6 月 21 日

薬事・食品衛生審議会
会長 太田 茂 殿

厚生労働大臣 田村 憲久
(公 印 省 略)

諮問書

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の7第3項の規定に基づき、第一類医薬品又は第二类医薬品として、下記の医薬品を指定することの可否について、貴会の意見を求めます。

記

次の物質、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

・フェキソフェナジン（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）